

70. 17

株式会社清算人が自己取引を行う場合に
係る登録の申請の取扱い

株式会社の清算人が自己取引を行う場合には、会社法482条4項において準用する同法356条、会社法489条8項において準用する同法365条の規定により、清算人会非設置会社においては株主総会、清算人会設置会社においては清算人会の承認が必要となることから、その承認書を申請書に添付しなければならない（特登令30条1項2号^{*1}）。

（改訂平成23・11）

^{*1} 特登令30条1項2号：実登令7条、意登令7条、商登令10条において準用